

令和6年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室）

項目名	第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し								
税目	法人税								
要望の内容	<p>法人（発行者以外の第三者）の継続的な保有等に係る暗号資産について、期末時価評価課税の見直しを行うこと。</p> <table border="1" data-bbox="890 831 1495 1003"> <tr> <td data-bbox="890 831 1209 887">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1209 831 1495 887">— 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="890 887 1209 943">（制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1209 887 1495 943">（ — 百万円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="890 943 1209 1003">（改正増減収額）</td> <td data-bbox="1209 943 1495 1003">（ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	— 百万円								
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）								
（改正増減収額）	（ — 百万円）								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 Web3 推進に向けた環境整備を図り、ブロックチェーン技術を活用した起業等を促進すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 内国法人が有する暗号資産（活発な市場が存在するもの）（注）については、税制上、期末に時価評価し、評価損益（キャッシュフローを伴わない未実現の損益）は、課税の対象とされている。 こうした取扱いは、ブロックチェーン技術を用いたサービスの普及やこれを活用した事業開発等のために、暗号資産を継続的に保有するような内国法人に対して、キャッシュフローが伴わない（＝担税力がない）暗号資産についても課税がなされるものとなっていることから、所要の措置を講ずる必要がある。 （注）特定自己発行暗号資産（当該内国法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する暗号資産であってその時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されているものとして政令で定めるもの）を除く。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	横断的施策1 デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応
		政策の達成目標	Web3 推進に向けた環境整備を図り、ブロックチェーン技術を活用した起業等を促進すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	国内の若手起業家を含め、ブロックチェーン分野の起業家や企業が行う事業への適用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	税制上の環境が整備されることで、ブロックチェーン分野におけるイノベーションの国内集積が促進され、ひいては国際競争力を向上させることが見込まれるため、手段として有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		内国法人が有する暗号資産に関する現行税制を見直すものであり、予算その他の措置では代替できないため、措置として妥当である。	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	—	